

# CCS 年末調整・法定調書 令和7年版での変更点・注意点について

令和 7 年分の年末調整計算と帳票印刷に対応しました。

ご利用にあたっては本解説をよくお読みいただき、ご理解・ご了承のうえ作業を行ってください。

## 変更点一覧と解説

- (1) 控除対象扶養親族等の所得要件の改正について
- (2) 基礎控除額・給与所得控除の改正について
- (3) 特定親族特別控除について
- (4) 源泉徴収簿：欄外に特定親族特別控除額を記載
- (5) 源泉徴収票：特定親族特別控除の記載 など

※令和 7 年分の年末調整計算自体に関する詳細については税務署・国税庁配布の「[令和 7 年分  
年末調整のしかた](#)」や「[令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引](#)」をご確認ください。

※製品マニュアルの電子版(PDF 形式)は「スタート」メニュー内に登録されています。「スタート」→「すべて」→「CCS サポート」→「CCS 年末調整・法定調書 令和 7 年版マニュアル」の順にクリックしてご覧ください。(Windows10 の場合は「スタート」→「CCS サポート」・・・の順に操作します)

※本ソフトは e-Tax および eL-Tax、国税庁年末調整計算ソフトなどの電子申告データ、控除証明書データ(CSV、XML 等)の作成・読み取りには対応しておりません。

(令和 8 年版(令和 9 年提出用)より法定調書および合計表の CSV データ作成に対応予定)

令和 7 年 11 月

 CCSサポート株式会社

TEL: 0570-064-540 (10:00~12:00)

FAX: 06-6325-3050 (24 時間)

MAIL : support@ccss.co.jp

## (1)控除対象扶養親族等の所得要件の改正について

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

12月1日以後に行う年末調整にあたって従業員から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等が提出され、扶養親族等の人数などの変更があった場合は「所得控除に関する入力」の入力を変更してください。

扶養親族等の区分	所得要件 <sup>(注1)</sup> (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注2)</sup> )	
	改正後	改正前
扶養親族		
同一生計配偶者	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

（国税庁発行「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」より抜粋）

※年末調整の「特定親族特別控除」については「所得控除に関する入力」の「控除対象扶養親族等」欄にある「特定親族特別控除の設定」ボタンで所得の入力をしています。

※「特定親族」の一部（合計所得金額が58万円超100万円以下の人）が「源泉控除対象親族」となるのは令和8年分（2026年）の源泉徴収からです。令和7年の年末調整では適用されません。

## (2) 基礎控除額・給与所得控除の改正について

基礎控除額や給与所得控除額の改正が行われました。

### 【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注3)</sup> )	基礎控除額		改正前	
	改正後 <sup>(注1)</sup>			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 <sup>(注2)</sup>			
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 <sup>(注2)</sup>		
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 <sup>(注2)</sup>	48万円	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

### 【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後		
162万5,000円以下		55万円	
162万5,000円超	180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超	190万円以下		その収入金額×30%+8万円

(国税庁発行「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」より抜粋)

いずれも「所得控除に関する入力」画面で自動的に計算されます。

### ※旧制度で年末調整を行う場合

令和7年中に死亡により退職した人及び年の中途で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人などで、居住者として最後に給与の支払いを受けた日が令和7年11月30日以前である人の年末調整を行う場合は、「従業員情報」画面の「年末調整をする」欄を「する（旧制度で計算）」に設定してください。改正後の基礎控除や給与所得控除などが適用されません。

年末調整をする	する（旧制度で計算）
源泉徴収票を提出する	する しない する（旧制度で計算）

(税務署に提出する者)

いずれの設定でも源泉徴収票の様式は令和7年の年末調整に対応した新様式で印字されます。旧様式での印刷をすることはできません。

### (3)特定親族特別控除について

「特定親族特別控除」の入力を行うには「所得控除に関する入力」の「■控除対象扶養親族等」にある「特定親族特別控除の設定」ボタンをクリックしてください。

■控除対象扶養親族等 (※従業員情報を参照しています)		
	人数	控除額
控除対象扶養親族の数(配偶者は除く)	1	380,000
※上のうち以下に該当する人数	人数	控除加算額
同居老親等		
同居老親等以外の老人扶養親族		
特定扶養親族		
	計	380,000

  

※扶養親族が障害者に該当する場合		
	人数	控除額
同居特別障害者		
同居特別障害者以外の特別障害者		
一般の障害者	1	270,000
	計	270,000

  

特定親族特別控除の設定		
	人数	控除額
◆特定親族特別控除	1	630,000

  

●16歳未満の扶養親族の数	1
---------------	---

ボタンをクリックすると下図の入力画面が表示されます。

特定親族

※扶養親族等のうち特定親族に該当する人がいる場合に入力して下さい。  
(氏名は「従業員情報」の「扶養等氏名」の設定を参照しています。)

氏名	特定親族	所得の見積額	控除額
1 山口太郎	該当する	800,000 円	630,000 円
2 山口次郎	該当しない	円	円
3 -----	該当しない	円	円
4 -----	該当しない	円	円
5 -----	該当しない	円	円
6 -----	該当しない	円	円

※特定親族…居住者と生計を一にする年齢10歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万超123万円以下の入  
(\* 平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人)  
(\* 収入が給与だけの場合、年間の給与収入が123万円超188万円以下の人)

OK キャンセル

従業員情報の「扶養等氏名」の「控除対象扶養親族等(16歳以上)」欄に名前が入力されている扶養親族が表示されます。

「該当する」を選択すると「所得の見積額」を入力できるようになります。所得の見積額を入力すると「控除額」が自動計算されます。  
(控除額の直接入力はできません)

特定親族に「該当する」設定または「所得の見積額」の入力や変更による控除対象扶養親族や特定扶養親族の人数増減は自動的には行われませんのでご注意ください。

例えば特定扶養親族であった方の所得の見積額が増加して特定親族に該当することになった場合 (=合計所得金額が58万円超123万円になった場合) は、控除対象扶養親族および特定扶養親族でなくなるため、「特定親族特別控除の設定」欄の変更だけではなく、「控除対象扶養親族の数」および「特定扶養親族」欄の人数を確認して、適切に修正してください。

(4) 源泉徴収簿: 欄外に特定親族特別控除額を記載

特定親族特別控除の適用がある場合は、源泉徴収簿の欄外に「※ 特定親族特別控除額 ((17)-2) [ XXX,XXX 円 ]」のように印字されます。「(20)所得控除の合計額」にも合算されています。

#### (5) 源泉徴収票:特定親族特別控除の記載 など

年末調整を行った従業員について、特定親族特別控除の適用がある場合は源泉徴収票の該当欄に記載されます。その他、令和7年分の書式に応じて所定の変更を行いました。